（２）農林水産業・商工業者等への支援

〇被災農業者・漁業者への融資に対する利子補給（団体指導課）　（債務負担行為の変更）

被災した農業・漁業者が、再生産に必要な資金や施設の復旧資金について、金融機関から低利で融資を受けられるよう、利子補給の対象となる融資枠を拡大します。

・融資枠の拡大　農業：（変更前）10億円 →（変更後）15億円
　　漁業：（変更前）　1億円 →（変更後）　2億円
・利子補給額　　上記融資枠について、年利1.8%以内の利子相当額

〇セーフティネット資金利子補給事業（経営支援課）　（債務負担行為の設定）

浸水などの被害を受けた中小企業者等が設備を復旧するなどの場合に、低利で融資している中小企業振興資金のセーフティネット資金について、利子補給を行うことで、中小企業者等のさらなる負担軽減を図ります。

・利子補給額　融資額 40億円以内について、年利1.0%以内の利子相当額

〇被災小規模事業者再建支援事業（経済政策課）　165,000千円

令和８年８月千葉豪雨により被災した小規模事業者に対し、事業活動の再開に必要な費用について助成します。

［補助対象］施設修繕費、機械装置費、設備廃棄費 等
［補 助 率］2/3（上限額1,000千円、下限額100千円）